

第4回那須地域消防広域化協議会の結果について

平成25年11月28日開催

協議事項

協議第36号	消防本部の組織について
結果	1 消防本部、4 課体制（総務課、予防課、警防課、通信指令課）とする。
協議第37号	職員の配置について
結果	広域化時の職員の条例定数にあつては、両組合の条例定数を合わせたもの（325人）を上回らないものとし、各部署の職員数は消防本部、各消防署及び各分署に求められる機能及び車両等を考慮し、適正な配置とする。
協議第38号	採用計画について
結果	新規職員の採用に関しては、退職者の補充を基本とし、新しい組合として再任用の計画も含めて採用計画を作成するものとする。
協議第39号	職員の任用について
結果	職員の身分については、全職員を新しい消防組合に引き継ぐものとする。
協議第40号	階級について
結果	階級は、「消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）」により、消防長の階級を消防正監とし、以下、消防監・消防司令長・消防司令・消防司令補・消防士長・消防副士長・消防士の8階級制とする。 また、職名についても、階級別に一定の基準を設け、職名との関連を明確にして職務上の職と階級が整合するよう広域化までに調整する。
協議第41号	貸与物品について
結果	両消防組合ごとに貸与品目及び貸与品の種類及び形状に違いがあることから、速やかに統一を図る必要のあるものについては統一することとする。 また、広域化前までに貸与されたものについては、当分の間使用するものとする。
協議第42号	福利厚生について
結果	福利厚生については、次のとおりとする。 1 共済制度については、栃木県市町村職員共済組合に引き続き加入する。 2 公務災害補償制度については、地方公務員災害補償基金に引き続き加入する。 3 賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金制度については、広域化までに調整する。 4 職員互助会制度については、新しい組織の職員互助会を設立する。